

# 監査報告書

2011年(平成23年)5月12日

学校法人国際基督教大学  
理事会 御中

学校法人国際基督教大学

監事 栗本 健作 

監事 八田 陽子 

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定及び学校法人国際基督教大学寄附行為に基づき、2010(平成22)年度(2010年4月1日から2011年3月31日まで)の学校法人国際基督教大学の業務及び財産の状況について監査を実施しました。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査について、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、財産の状況を監査しました。また、会計監査人と連携をとり計算書類の状況を監査いたしました。

## 2. 監査意見

- (1) 学校法人の業務の執行に関しては不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、当該年度末における学校法人国際基督教大学の収支状況及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上